

Title	非常雇から正規常雇への転換：母子世帯の母は不利なのか
Sub Title	Conversion from temporary to regular works : are single mothers placed at a disadvantage?
Author	佐藤, 哲彰(Sato, Tetsuaki)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2011
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.103, No.4 (2011. 1) ,p.601(33)- 618(50)
JaLC DOI	10.14991/001.20110101-0033
Abstract	<p>本稿では、臨時雇または日雇(=非常雇)である有子世帯主が、翌月に常雇の正社員(=正規常雇)になっているかについて、ロジスティック回帰分析を行った。諸属性をコントロールしても母子世帯であることに正規常雇への転換に有意な負の影響が見出された。正規常雇化した者の9割以上が内部昇進によるものであり、企業規模が小さいほど正規常雇化しやすい。また20歳代前半であれば正規常雇化しやすいが、40歳を超えるとしにくい。</p> <p>This study performs a logistic regression analysis to determine whether temporary or casual day (non-regular) workers who are heads of households and have children are becoming permanent full-time employees (i.e., regular employment) in the subsequent month.</p> <p>Even when controlling for various attributes, it was observed that being a single mother has a relevant negative effect in conversion to regular employment.</p> <p>90% or more of those who transitioned to permanent employment did so through internal promotion, and the smaller the company, the easier it was to make the transition to permanent employment.</p> <p>In addition, being in one's early twenties makes becoming a regular employee easier, whereas being older than forty makes it difficult.</p>
Notes	会長講演特集：貧困・低所得世帯の実証分析：貧困問題：何がどこまで明らかになったのか
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110101-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

非常雇から正規常雇への転換—母子世帯の母は不利なのか—

Conversion from Temporary to Regular Works —Are Single Mothers Placed at a Disadvantage?—

佐藤 哲彰(Tetsuaki Sato)

本稿では、臨時雇または日雇(=非常雇)である有子世帯主が、翌月に常雇の正社員(=正規常雇)になっているかについて、ロジスティック回帰分析を行った。諸属性をコントロールしても母子世帯であることに正規常雇への転換に有意な負の影響が見出された。正規常雇化した者の9割以上が内部昇進によるものであり、企業規模が小さいほど正規常雇化しやすい。また20歳代前半であれば正規常雇化しやすいが、40歳を超えるとにくい。

Abstract

This study performs a logistic regression analysis to determine whether temporary or casual day (non-regular) workers who are heads of households and have children are becoming permanent full-time employees (i.e., regular employment) in the subsequent month. Even when controlling for various attributes, it was observed that being a single mother has a relevant negative effect in conversion to regular employment. 90% or more of those who transitioned to permanent employment did so through internal promotion, and the smaller the company, the easier it was to make the transition to permanent employment. In addition, being in one's early twenties makes becoming a regular employee easier, whereas being older than forty makes it difficult.

非常雇から正規常雇への転換

——母子世帯の母は不利なのか——

佐藤 哲 彰

要 旨

本稿では、臨時雇または日雇（＝非常雇）である有子世帯主が、翌月に常雇の正社員（＝正規常雇）になっているかについて、ロジスティック回帰分析を行った。諸属性をコントロールしても母子世帯であることに正規常雇への転換に有意な負の影響が見出された。正規常雇化した者の 9 割以上が内部昇進によるものであり、企業規模が小さいほど正規常雇化しやすい。また 20 歳代前半であれば正規常雇化しやすいが、40 歳を超えるとしにくい。

キーワード

母子世帯、正規雇用、世帯主、内部昇進、労働力調査

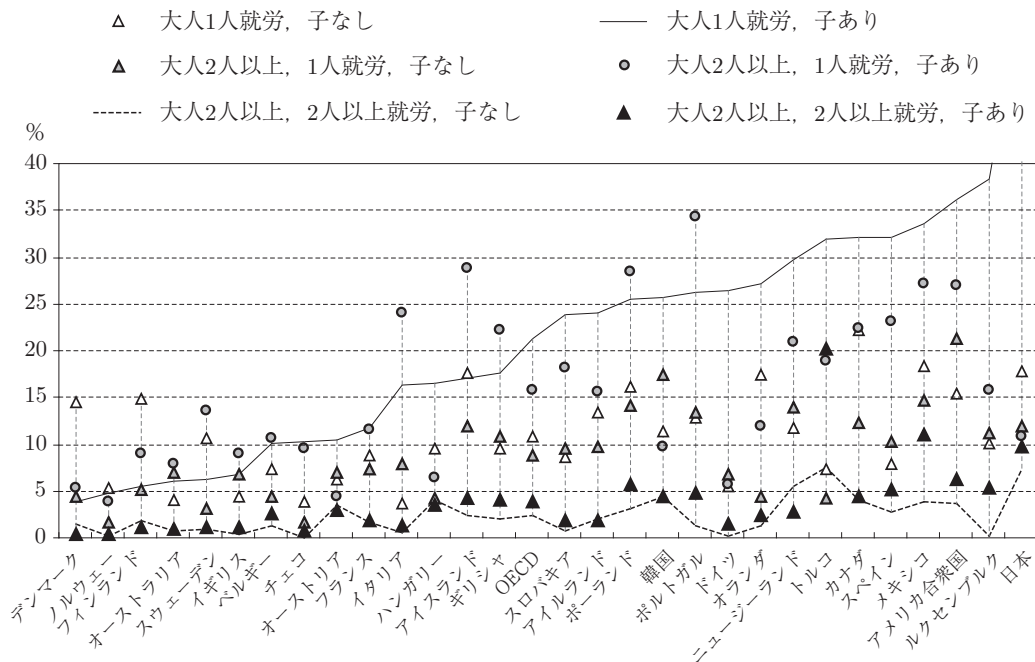
1. はじめに

ひとり親世帯の相対的貧困率（等価可処分所得が中央値の半分以下の世帯の割合）は、2007 年で 54.3 % と半数を超えている（厚生労働省 2009）。子ども数ベースでは、母と子のみの母子世帯の相対的貧困率は 7 割弱であった（阿部 2005）。

このように母子世帯における高い相対的貧困率への一つの対応として、就業促進的な政策が近年次々に導入されている。2003 年 4 月より改正母子及び寡婦福祉法が施行され、母子家庭⁽¹⁾への支援は就業促進を前面に出すこととなった。総合的な就業支援事業を実施し、教育訓練講座受講に補助金を支給するとともに、ショートステイなどの子育て支援も拡充された。また、母子世帯の約 10 % 程度が生活保護を受けているとの推計があるが（田宮 2010）、2005 年には生活保護制度においても自

(1) 統計調査において、母子世帯は世帯類型の一つであり、母と子のみからなる、いわゆる独立母子世帯のことを指す。本稿では母子世帯を独立母子世帯の意味で用いる。同法では母子家庭の語を用いているが、本稿でもいわゆる同居母子世帯も含むものとして母子家庭の語を用いる。

図1 世帯種別ワーキングプア (in-work poverty) 率 (2005 年前後)



注：世帯主が稼働年齢（18-64歳）で、かつ就労者が1人以上いる世帯に属する人々の中、等価可処分所得中央値の50%未満の所得（=相対的貧困）の人々の割合。

出所：OECD（2009）Employment Outlook, OECD, Paris.

立支援プログラムが導入され、就業支援が強化された⁽²⁾。

しかし、就業は、必ずしも貧困からの脱出を意味しない。OECD（2008b）は、日本の相対的貧困率が他の先進国に比べて高いこととともに、就業者のいる世帯でも貧困層が多いことを示している。日本の相対的貧困層の8割は就業世帯である。さらに、OECD（2009）によるワーキングプア比率を世帯種ごとにみると、勤労ひとり親世帯のワーキングプア率は突出している。図1は、世帯種ごとのワーキングプア率を示したものであり、縦軸は、各世帯種に属する世帯員の相対的貧困率⁽³⁾を示している。勤労ひとり親世帯は「大人1人就業、子あり」として図1では太実線で示されている。日本の勤労ひとり親世帯のワーキングプア率は58%と突出して高く、ここで示したOECD（2009）の

(2) だが、母子家庭への給付は揺れ動いている。母子及び寡婦福祉法の2002年改正に伴い、離婚直後への重点給付と、その後の就業促進の観点から（厚生労働省2002）、2008年度以降、児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合は原則として減額支給することとなった。とはいえ、実施直前の2007年12月に、減額対象を「障害や疾病などで就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者」に限るとの形に政令が改正された。また、2005年には生活保護制度における母子加算が2009年にかけて段階的に廃止されることとなったが、2009年の政権交代を受け、復活させることが2009年末に決まった。

(3) 等価可処分所得の中央値の50%未満。

図では枠外となっている。

このように勤労ひとり親世帯のみならず日本で全体的にワーキングプア率が高いこと背景には、世帯主が非正規雇用かどうか、密接に関連していると考えられる。厚生労働省「全国母子世帯等調査」によれば、就業している母子世帯の世帯主の48.7%、ほぼ半数が非正社員である。総務省「労働力調査（詳細結果）」によれば、年間稼働収入200万円未満の割合は、正規の職員・従業員では12.5%であるが（以後、この呼称上の正規雇用について「正社員」と称する）、正社員以外では80.3%⁽⁴⁾にのぼる。実際、石井（2010）は主要な結論の一つとして、我が国の現役世帯では、貧困突入と脱出は、とくに世帯主の雇用形態が正社員であるか否かと有意な関係があり、非正社員が、有意に貧困に突入しやすく、貧困から脱出しにくいことを明らかにしている。

本研究では、総務省「労働力調査」の基本集計および詳細集計用のマイクロデータ⁽⁵⁾を用いて、母子世帯の雇用形態に着目し、非常雇（＝臨時雇＋日雇）から正規常雇への転換がどのように行われているのかについて分析した。比較対象は、親と20歳未満の子どものみからなる両親世帯と父子世帯である。

本稿の構成は以下の通りである。次の第2節では、関連研究と本研究の位置づけを行い、第3節では使用データの説明を行う。第4節では、母子世帯の就業状況について、就業状態やその1か月での遷移、収入や就業時間をみる。第5節では、非常雇から正規常雇へのロジスティック回帰分析を行う。

結論を先取りすれば、以下の4点が明らかになった。第一に、年齢、末子年齢、教育、企業規模、有効求人倍率、調査年をコントロールした上で、父子世帯と母子世帯ダミーの影響をみると非常雇から正規常雇への転換に、父子世帯属性は有意でない一方、母子世帯属性は有意な負の効果があった。母子世帯の母が非正社員から正社員になることに関して、末子年齢や本人の属性、企業規模等によらない不利性があることが、ここから示唆される。第二に、有子世帯主は、20歳代前半であれば正規常雇化しやすく、40歳を超えると正規常雇化しにくくなる。第三に、企業規模が大きいほど正規常雇化しにくくなる。第四に、正規常雇化した者のうち転職によるものは7.7%に過ぎず、9割以上が内部昇進によるものである。

2. 関連研究と本研究の位置づけ

本節では、母子世帯の就業および非正規雇用から正規雇用への転換に関する近年の研究動向を概観し、本研究の位置づけを行う。

母子世帯の母には、母としての面と、世帯主としての面がある。永瀬（2003）は、総務省「就業構

(4) 労働力調査（詳細結果）結果表第8表、2009年平均。

(5) 統計法32条による。

造基本調査（1997年）」を用い、母子世帯の母と有子有配偶女性を比較している。母子世帯の母は、有子有配偶女性に比べて正規就業割合が高い。また就業選択関数によれば、幼い子どもがいる場合でも、就業の抑制度合いが低い。この結果は、母子世帯の母の就業が、世帯の主たる稼ぎ手としての性格も持っていることを示唆している。

また、高田（2008）は労働政策研究・研修機構の「母子家庭の母への就業支援に関する調査」から、末子6歳以下、本人年齢が高い、死別の場合、正規就業確率は低くなるとしている。逆に非勤労収入は非正規就業確率を低めるがその程度は小さいこと、そして親族との同居は正規・非正規就業選択に影響を与えないことも示している。この分析は調査時点の就業選択関数を推計しているが、同一の個人について正規・非正規雇用の移行を追ったものではない。さらに藤原（2007）は、「母子世帯になる以前の」就業状態と現在の就業状態のクロス表を、生活保護や児童扶養手当を利用して母子世帯とそうでない母子世帯について比較している。しかしこれらの知見は重要ではあるが、どのような属性を持つ者が正社員化しやすいのかという、本研究の問いに必ずしも直接答えるものではない。

同一個人を追跡した非正規雇用から正規雇用への転換に関する分析には、上西（2002）、佐藤（2004）、厚生労働省（2006）、相澤・山田（2006）、玄田（2008）、堀（2009）、小杉（2009、2010）、山本（2010）、また労働政策研究・研修機構（2010）⁽⁶⁾がある。このうち、相澤・山田（2006）、玄田（2008）、小杉（2009）は、総務省「就業構造基本調査」を用い、転職を伴う移動を分析し、相澤・山田（2006）は男性15-54歳を対象にして、学歴が高いほど非常雇から常雇へ転職しやすく、この学歴格差は近年拡大しつつあるとしている。また、非常雇への勤続期間が長くなるほど、常雇への転職が行われにくいとしている。だが、これらの非正規雇用に関する研究は、非世帯主や、単身世帯の世帯主を含んだものであり、本研究が対象としている母子世帯の世帯主に関するものではない。

これらの「就業構造基本調査」を用いた研究では、転職を伴う移動のみを扱っている。だが、非正規雇用から正規雇用への移動については、転職のみならず内部昇進を通じた移動もあるので、そうした移動も合わせて把握する必要がある。実際、内部昇進をも包容するウェブ調査を用いた玄田（2009）では40%、労働政策研究・研修機構の調査を用いた小杉（2010）では23%が内部昇進であった。

以上をまとめると、有子有配偶の女性と比較すれば、母子世帯の母親は正規就業する確率が高い（永瀬2003）とはいえ、冒頭でも述べたように勤労母子世帯のワーキングプア率は先進国の中でずば抜けて高くなっている（OECD2009）。とくに世帯主の雇用形態が非正規であることは、貧困突

(6) なお、母子世帯の1年間の就業異動に関するものとして、日本労働研究機構（2003）の図表2-1-34、35がある。1997年就業構造基本調査の「1年前の就業状態」項目をもとに、母子世帯の母と有配偶母を、継続就業者・転職者・離職者・新規就業者・継続非就業者に集計し、その構成比を示したものである。だが、ここから非正規・正規雇用間の移動はわからない。

入・脱出の大きな要因となっている（石井 2010）ことを考慮すると、母子世帯の非正規雇用から正規雇用への移行のしやすさは、ワーキングプア率の高さを考慮する場合に、重要な論点であると言える。だが、同一個人の非正規雇用から正規雇用への移行のしやすさについて、母子世帯に焦点を当てて分析したものは見当たらない。そこで本研究では、パネルデータを用い、同一の母子世帯の母親がどのように非正規雇用から正規雇用へ移行しているのか、とくに母子世帯であるということ自体がその移行に不利な属性となっていないか確認する。

3. 使用データ

本稿では、同一の母子世帯の非正規雇用から正規雇用への移行を追跡するため、総務省「労働力調査（基本集計および詳細集計）」用のマイクロデータをパネルデータ化して、1 か月間の就業状態および従業上の地位等の変化を分析した。本節では、「労働力調査」の概要およびパネルデータ化の具体的方法、雇用形態の転換の把握方法、および母子世帯の定義について説明する。

(1) 「労働力調査」の調査票設計

「労働力調査」は月末1週間（12月20～26日）における就業および不就業の状態を毎月明らかにすることを目的として、全国約4万世帯、約10万人の方々を対象にして、毎月実施されている。調査対象者は順次入れ替わるが、その交代によって、対前年同月比等の値が大きく変動することを防ぐため、ある月から翌月に移る際に、4分の1の調査対象者のみが新たな調査対象者と交代することになっている。それに伴い、世帯は一度調査対象となると、計4回調査されるよう設計されている。

例えば、ある世帯を調査することが決まり、2008年1月に第1回の調査を行う場合、その世帯への第2回調査を翌月の2008年2月に実施し、第3回調査はその11か月後の2009年1月に、第4回調査はその翌月の2009年2月に実施する。4回の調査は等間隔ではなく、第2回調査と第3回調査の間が11か月開いている。この4回の調査は、順に1年1か月目調査、1年2か月目調査、2年1か月目調査、2年2か月目調査と呼ばれる。この4回の調査では、同一の調査票を配布する。

失業率等を正確に把握するという社会的要請のため、4回の調査すべてで配布される労働力調査の基礎調査票（基礎票）では、質問項目は厳選され、1枚の調査票で終わるよう設計されている。個人の属性については、性別、世帯主との続柄、出生年月、配偶関係の4項目のみが調査される。教育や収入などの項目は、ここでは調査されない。それを補うのが、2年2か月目の最終回だけに配布される、追加の調査票である。これが特定調査票（特定票）である。特定票では、休業者・非労働力、失業者、就業者のそれぞれに対して、前職に関する設問を含む、教育や仕事からの収入等、より詳細な事項を調査している。「労働力調査（詳細集計）」は、この2年2か月目調査の調査対象者のみについて、基礎票と特定票の情報を統合し、就業や失業などの就業状態やその詳細な状況を集計

したものである。それに対して、ある月における1年1か月目調査該当者から2年2か月目調査該当者までのすべての者について、基礎票のみの情報をもとに集計したものが、「労働力調査（基本集計）」である。労働力調査用のマイクロデータは基本集計用と詳細集計用があるが、本研究ではその双方を使用する。

(2) 雇用形態の転換の把握方法

雇用形態の把握には基礎票と特定票で各々把握される2種類の情報を利用する。具体的には雇用契約期間に基づく従業上の地位と、勤め先の呼称に基づく従業上の地位とがある。

基礎票で把握される従業上の地位とは、自営業主か、雇用者か、等のことである。雇用者は、さらに常雇、臨時雇、日雇に⁽⁷⁾3分される。この3分類は、雇用契約期間による。常雇は雇用契約期間が1年超あるいは期間の定めのない者を言い、臨時雇は雇用契約期間が1か月以上1年以下、日雇は1か月未満としている。常雇を雇用契約期間1年超、臨時雇を雇用契約期間が1年以下とするのは、2003年末まで有期雇用期間の法的上限が1年とされており、それに対応していたものである。2004年より雇用契約期間の上限が3年ないし5年となったが、この常雇の定義は、時系列比較可能性の確保の観点から、その後も受け継いできた。

したがって、近年、雇用契約期間に基づく常雇と呼称に基づく正社員とは必ずしも一致しない部分が大きくなっている。例えば2年契約の契約社員は、雇用契約期間が1年を超えるので、常雇である。実際、労働力調査に基づく総務省統計局（2010）によれば、常雇かつ非正規労働者である者は、直近（2009年平均）では959万人存在している。これは常雇の20.5%を占めている。

したがって近年の母子世帯の非正規雇用から正規雇用への転換を分析する場合、たんに雇用契約に基づく従業上の地位の移動だけでは不十分で、呼称に基づく従業上の地位、すなわち正社員であるかどうかについても補足的に把握する必要がある。

正社員か否かという勤め先での呼称は、特定票においてのみ把握される。したがって、正社員か否かについては、特定票が配布される2年2か月目調査ではわかるが、配布しない月の調査ではわからない。一方、常雇・臨時雇・日雇などの雇用契約期間に基づく従業上の地位は、いずれの4回の調査でも把握される。したがって、特定調査の配布される2年2か月目調査のみ、雇用者については、雇用契約期間に基づく常雇・臨時雇・日雇等の従業上の地位と、職場での呼称に基づく正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の雇用形態が、ともに把握できる。

そこで本研究では、2年1か月目調査と2年2か月目調査のデータをマッチングする。本来は、2年1か月目調査で（職場での呼称に基づく）非正社員であった者が、2年2か月目調査で正社員になっているか否かについて、ロジスティック分析を行いたいが、今述べた理由により2年1か月目調査

(7) 労働力調査では、役員は常雇に含まれる。

では正社員か否かは把握できない。とはいえ、臨時雇または日雇の正社員、つまり雇用契約期間が1年以下の正社員は少なく、臨時雇および日雇（以後、本稿では合わせて「非常雇」と称す）の大部分は非正社員である（神林 2010 等）。そこで本研究では、2年1か月目調査における非常雇（つまり雇用契約期間1年以下の雇用者）が、1か月後の2年2か月目調査で常雇かつ正社員になっているかどうかで雇用形態の転換を把握する⁽⁸⁾。

(3) 母子世帯・父子世帯・両親世帯の定義

「労働力調査」は、個人単位となっている。調査対象は15歳以上の者であり、世帯における15歳未満の者の人数などの情報は、15歳以上の各人のデータに、世帯属性情報という形で書き込まれている。だが、15歳未満の各人の、世帯主との続柄については入手可能でない。したがって、15歳未満の者については、世帯主の子かどうかまで厳密には把握できない。

そこで、本研究で扱う世帯類型を、次のように定義する。

【母子世帯】 世帯主が無配偶の女性（15–64歳）であり、かつ、同一世帯に15歳未満の者が、あるいは15歳以上20歳未満の世帯主の子（無配偶）がおり、そのみで構成される世帯

この定義の限界として15歳未満に関しては世帯主との続柄がわからないため、本研究での母子世帯には、世帯主が母でないケース（祖母、伯母、姉妹等）を排除できない。したがって、本研究での女性世帯主は、15歳未満の者に関しては、その母でない女性も含まれている可能性を排除できない。また、これに合わせる形で、父子世帯を次のように定義する。

【父子世帯】 世帯主が無配偶の男性（15–64歳）であり、かつ、同一世帯に15歳未満の者が、あるいは15歳以上20歳未満の世帯主の子（無配偶）がおり、そのみで構成される世帯

さらに、これらに合わせる形で、両親世帯を次のように定義する。

【両親世帯】 世帯主が有配偶の15–64歳であり、同一世帯に配偶者がおり、かつ、15歳未満の者か、あるいは15歳以上20歳未満の世帯主の子（無配偶）がおり、そのみで構

(8) なお労働力調査の1か月目調査と2か月目調査をマッチングし、就業・失業・非労働力間の遷移について分析した研究は水野（1982）、太田・照山（2003）、桜（2006）等多数ある。だが、親と未成年子のみからなる世帯の世帯主、とりわけ母子世帯の母について、雇用形態の転換を論じた研究は見当たらない。

表1 両親世帯、父子世帯および母子世帯数（親と未成年子のみからなる世帯）

単位：万人

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
両親世帯	969	941	927	913	886	864	837	834	835	843	844
父子世帯	11	9	9	9	8	8	8	8	8	8	9
母子世帯	52	50	51	51	51	49	49	50	52	56	57
計	1,032	1,000	987	973	945	921	894	892	895	907	910

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	20年 平均
両親世帯	835	818	814	825	824	820	833	843	841	485
父子世帯	8	8	8	7	8	8	8	8	7	5
母子世帯	60	61	62	63	65	64	66	68	70	28
計	903	887	884	895	897	892	907	919	918	923

出所：「労働力調査（基本集計）」用のマイクロデータより筆者作成。集計用乗率をかけている。

成される世帯

なお無配偶は、配偶関係不詳を含まず、「未婚」または「死別・離別」である（届出の有無によらない）。死別と離別は、「労働力調査」では区別できない。

4. 母子世帯の就業状況

(1) 雇用形態の変動および転換

本節ではクロス集計を用いた分析を行う。第6節で行うロジスティック回帰分析では、「労働力調査（詳細集計）」用のマイクロデータを用いるが、ここでは「労働力調査（基本集計）」用のマイクロデータ（1990～2009年）を用いる。このデータは2001年以前もあり、またサンプルサイズも詳細集計用データの4倍となっている。

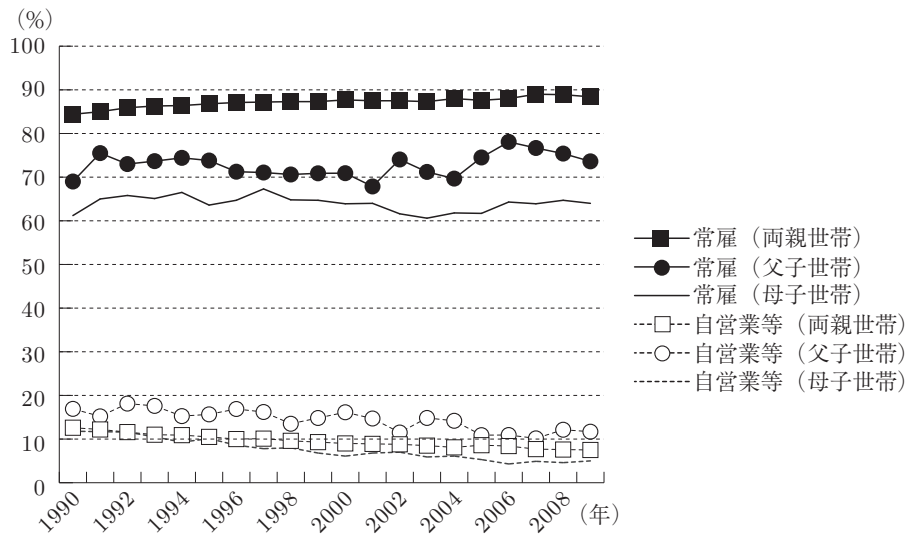
表1は、このデータをもとに、母子世帯、父子世帯および両親世帯の数についての推移を表したものである。⁽⁹⁾この20年平均でみると、両親世帯100に対して、父子世帯0.9、母子世帯6.7程度の比となる。⁽¹⁰⁾ここでは、親と未成年子だけの世帯に限定しているため、1990年代前半に、第2次ベビーブーマーが成人に達することによるものと思われる母子世帯の一時的な減少が起こっている。その後、母子世帯は増加基調にある。

次に、就業状況を2つのレベルで5分類し、各世帯類型ごとの推移に注目する。分類の第一のレ

(9) 母子世帯数は、厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づく71.7万世帯（2007）、70.1万世帯（2008）、75.2万世帯（2009）となっている。これらの値と、おおむね整合的である。

(10) なお、両親世帯の世帯主の99%以上は男性である。

図 2-1 全人口に占める常雇・自営業等の割合（親と未成年子のみからなる世帯の世帯主）



注：常雇は役員を含み、自営業等は家族従業員、内職を含む。

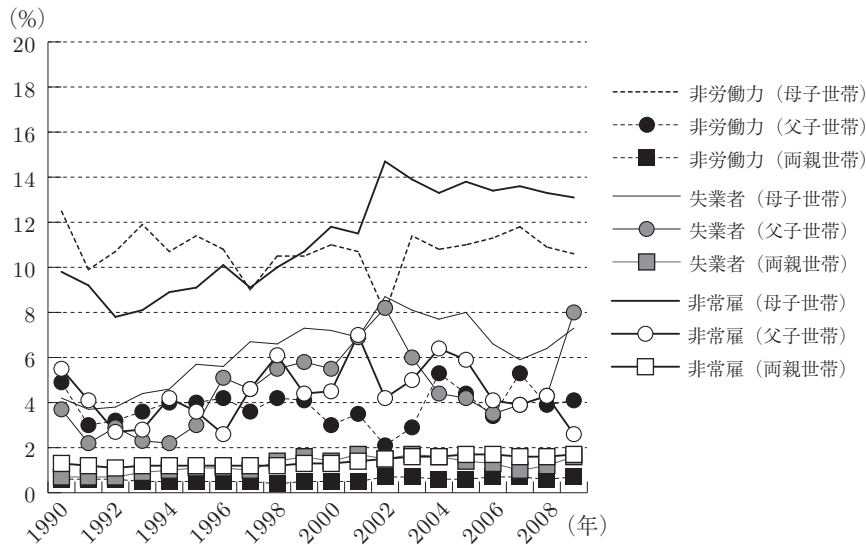
出所：「労働力調査（基本集計データ）」用のマイクロデータより筆者作成。
集計用乗率をかけている。

ベルは就業状態による分類で、就業・失業・非労働力の3つに分けた。さらに第二のレベルとして、就業者を、常雇・非常雇・自営業等という従業上の地位に従い、3分する。先に述べた通り、常雇とは雇用契約期間1年超の者で、常雇には役員を含む。また非常雇は雇用契約期間1年以下の者で、ここでは1か月未満の日雇を含む。自営業等には、家族従業者、内職を含む。この常雇・非常雇・自営業等の3つと、失業者・非労働力の2つで、計5分類となる。

この5分類の構成比について2つの図に分けて順にみる。まず、常雇と自営業等についてみる。図 2-1 によれば、両親世帯の世帯主は、常雇の割合が90%弱であり、これに自営業を合わせると、100%に近くなる。これと比べると、母子世帯の母は常雇の割合が20ポイント以上低い。それだけでなく、母子世帯は自営業等の割合も低い。父子世帯は両者の中間に位置しているが、自営業等の割合が高い。

図 2-2 は、全人口に占める非常雇・失業者・非労働力の割合である。四角のマークを付された線は両親世帯、丸のマークは父子世帯、マークなしは母子世帯を表している。この図の上部に、母子世帯を表す、マークのない線が集まっている。母子世帯は、太線で表される非常雇も、細線の失業者も、点線の非労働力も、両親・父子世帯に比べて、割合が大きくなっている。とりわけ注目すべきは、母子世帯の世帯主の非常雇率の高さである。1990年代中頃までは10%以下で推移していたが、1990年代末より急上昇して15%近くに達し、その後高止まりしている。下部には、両親世帯を表す四角のマークがある線が集まっている。両親世帯は、非常雇も、失業者も、非労働力も低い割合となっている。父子世帯は、その中間にある。

図 2-2 全人口に占める非常雇・失業者・非労働力の割合（親と未成年子のみからなる世帯の世帯主）



注：非常雇は、臨時雇と日雇の合計。

出所：図 2-1 に同じ。

次に、1 か月目調査と 2 か月目調査における就業状況の遷移に関する平均値をみる（表 2）。これは、「労働力調査（基礎集計）」用の 1 年 1 か月目調査と 1 年 2 か月目調査のデータ、および 2 年 1 か月目調査と 2 年 2 か月目調査のデータを各々マッチングし、それらをプールして集計したものである。ここではクロス集計表の精度を高めるため、直近 5 年間の平均値を示している。

まず、最下段の合計に占める割合をみると、非常雇の割合は、母子世帯の 13.4 % が最も高く（翌月ベース、以下同様）、父子世帯が 4.2 %、両親世帯が 1.6 % となっている。さらに非常雇からの雇用形態の転換に注目すると、母子世帯の世帯主が翌月も非常雇のままにとどまる割合（74.8 %）は、両親世帯の世帯主（68.6 %）より高い。また非常雇が常雇になる割合（20.5 %）は、両親世帯の世帯主（25.4 %）より低い。つまり、両親世帯の世帯主に比べて、母子世帯主のほうが非常雇の割合は高く、常雇の割合は低い。また、非常雇から常雇へ移動する割合は、母子世帯母のほうが低い。

(2) 稼働収入および就業時間

前項で示したように、母子世帯の母の非常雇率は高く、また非常雇から常雇へと転換する割合は低い。しかし、非常雇としての働き方は必ずしも低収入や短時間労働を意味しない可能性もある。そこで本節の最後に正社員かつ常雇（以下、「正規常雇」と称する）と非常雇における、稼働収入と就業時間分布の差にして確認する。以下の値も、集計用乗率をかけた値である。

表 3 は、年間稼働収入について世帯類型別・雇用形態別に示している。年間稼働収入とは、1 年間のすべての仕事からの収入（税込）のことである。年間稼働収入 199 万円以下である者の割合は、

表2 当月と翌月の就業状態等（月末1週間）2005～2009年の平均（親と未成年子のみからなる世帯の世帯主）

		翌月						(参考)
		非労働力	失業	自営業等	非常雇	常雇	合計	当月構成比
両親世帯	当月 非労働力	83.8	4.9	3.4	2.5	5.5	100.0	0.7
	失業	3.4	78.4	2.4	5.0	10.6	100.0	1.3
	自営業等	0.2	0.4	93.1	0.6	5.7	100.0	8.0
	非常雇	1.2	2.6	2.2	68.6	25.4	100.0	1.6
	常雇	0.0	0.2	0.4	0.4	98.9	100.0	88.4
	合計	0.7	1.3	7.9	1.6	88.5	100.0	(410万人)
		父子世帯						(%)
		翌月						(参考)
		非労働力	失業	自営業等	非常雇	常雇	合計	当月構成比
父子世帯	当月 非労働力	94.1	4.5	1.4	0.0	0.0	100.0	3.8
	失業	3.7	83.3	4.3	3.9	4.9	100.0	4.4
	自営業等	0.6	1.5	93.3	1.0	3.6	100.0	11.5
	非常雇	1.0	2.3	0.9	77.5	18.3	100.0	4.2
	常雇	0.0	0.3	0.2	0.9	98.5	100.0	76.1
	合計	3.9	4.4	11.2	4.2	76.3	100.0	(4万人)
		母子世帯						(%)
		翌月						(参考)
		非労働力	失業	自営業等	非常雇	常雇	合計	当月構成比
母子世帯	当月 非労働力	91.3	5.1	0.5	1.6	1.5	100.0	11.1
	失業	9.8	76.2	0.9	5.9	7.2	100.0	6.8
	自営業等	1.9	2.2	82.5	3.1	10.3	100.0	5.0
	非常雇	1.5	2.5	0.8	74.8	20.5	100.0	13.6
	常雇	0.4	1.1	0.5	4.0	94.1	100.0	63.6
	合計	11.4	6.9	4.6	13.4	63.7	100.0	(33万人)

注：自営業等は家内労働者・内職を，常雇は役員を含む。非常雇は臨時雇および日雇のこと。

出所：「労働力調査（基本集計）」用のマイクロデータより筆者作成。1年1か月目調査と1年2か月目調査，2年1か月目調査と2年2か月目調査をマッチングしたもの。集計用乗率をかけている。

母子世帯の非常雇では6割以上（62.4%）であるが，正規常雇になると，約4分の1（26.7%）に減少する。この水準は，両親世帯の非常雇の世帯主（32.2%）よりも低い。また，両親世帯・父子世帯のいずれにおいても，稼働収入199万円以下の者の割合は，非常雇と正規常雇とで差がある。

表4は，同様に週あたりの就業時間について世帯類型別・雇用形態別に示している。この就業時間は，調査週の仕事を，副業を含めてすべて含んだものである。週間就業時間が34時間以下の

表3 年間稼働収入別構成比（両親世帯，父子世帯，母子世帯の世帯主；2002-2009年）
（％）

	両親		父子		母子	
	正規常雇	非常雇	正規常雇	非常雇	正規常雇	非常雇
199万円以下	18.2	32.2	16.9	48.2	26.7	62.4
200-799万円	62.5	57.4	68.8	50.0	69.7	36.6
800万円以上	19.3	10.3	14.3	1.8	3.6	1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：年間稼働収入は、この1年間のすべての仕事からの収入（税込）。調査票と同時に配布される「記入のしかた」では、仕事を変った場合は、現在の仕事での1年分の見込み額を記入するよう求めている。
出所：「労働力調査（詳細集計）」用のマイクロデータより筆者作成。集計用乗率をかけている。

表4 週間就業時間別構成比（両親世帯，父子世帯，母子世帯の世帯主；2002-2009年）
（％）

	両親		父子		母子	
	正規常雇	非常雇	正規常雇	非常雇	正規常雇	非常雇
34時間以下	1.9	32.9	4.4	36.1	31.9	86.1
35-59時間	71.9	62.9	76.9	63.9	65.4	13.8
60時間以上	26.2	4.2	18.7	0.0	2.7	0.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：就業時間は、副業・内職・臨時の仕事などの時間を含む。

出所：「労働力調査（詳細集計）」用のマイクロデータより筆者作成。集計用乗率をかけている。

者の割合は、非常雇の母子世帯の世帯主では86.1％であるが、常雇の母子世帯の世帯主でも31.9％にのぼる。この比率は、両親世帯の非常雇における34時間以下の者の割合（32.9％）とほぼ並ぶ。

このように、どの世帯類型においても、正規常雇と非常雇の間には収入差があり、また就業時間にも差があることがわかる。

5. 非常雇から正規常雇への移行に関するロジスティック回帰分析

本節では、「労働力調査（詳細集計）」用のマイクロデータを用いて、親と未成年子のみからなる世帯の世帯主が非常雇であり、翌月にも雇用者であるサンプルについて、翌月に正社員かつ常雇であるか否かについて、ロジスティック回帰分析を行う。本来は非正社員が翌月に正社員になるか否かについて分析したいが、前述したように2年1か月目調査では非正社員か否かがわからない。だが、非常雇の正社員、つまり雇用契約期間が1年以下の正社員は少ない（神林 2010）ので、本研究では、非常雇で非正社員を代理させることにする。

非常雇から正規常雇への転換は必ずしも転職を通じてばかりでなく、内部昇進を通じても行われる。現職に就いた時期が、正規常雇に転換した時期と同じであれば、転職による非常雇から正規常雇への転換とみなすと、本稿での分析対象となった、非常雇から正規常雇に1か月間に転換した415

サンプルのうち、転職を通じた転換は 32 サンプル、全体の約 7.7 % であり、92.3 % は内部昇進によるものと考えられる。

被説明変数は、翌月に正規常雇に転換できた者を 1、そうでない者を 0 とする二値変数である。親と未成年子のみからなる世帯の世帯主で非正社員であり、翌月に正社員かつ常雇である者は、翌月も雇用者である者全体の 10.6 % にあたる。これは、山本（2010）等で用いられている 1 年間隔の KHPS パネル調査の値に比べて高いが、本研究のサンプルは有子世帯の世帯主のみであり、家計補助のための労働等を含まないという、サンプルの特性によるものではないかと思われる。説明変数は、定数項、世帯構成（父子世帯・母子世帯か否か）、本人年齢、末子年齢、教育、企業規模（従業員規模）、調査年である。

推計結果は表 5 に示した。推計式は 3 本ある。推計式 1 では世帯構成ダミー（父子世帯／母子世帯ダミー）、本人年齢とその二乗項、末子年齢ダミー、教育水準ダミー、年ダミーを説明変数としたものである。推計 2 は、本人年齢とその二乗項を省き、代わりに 5 歳年齢階級別本人年齢ダミーを入れたものである。推計 3 は、推計 2 に企業規模ダミーを加えたものである。表では、係数のほかに、各変数の平均値で評価した限界効果を付した。

サンプル数は、両親世帯が 2,181 に対して母子世帯が 1,521 と、母子世帯がサンプル全体 3,773 の約 4 割を占める。これは、有子世帯主のうち非常雇の者というサンプル限定の仕方にある。また世帯主本人の年齢は、35-39 歳を頂点とする単峰分布になっている。高齢層になるほど少なくなるのは、子どもが全員 20 歳未満の世帯の世帯主のみを扱っており、上の子が 20 歳になればこの定義に合致しなくなるためである。世帯主本人の教育水準では、小中高卒が⁽¹¹⁾2,826 と当該サンプルの 75 % を占めている。

推計式 1 をみると、母子世帯ダミーが 1 % 有意でマイナスに効いている。世帯主未婚ダミーはマイナスであるが 10 % 水準でも有意でない。本人年齢とその二乗項についても、有意でない。末子年齢も、0-3 歳について 10 % 有意水準でマイナスの効果がある以外は、有意な影響を持たない。教育水準は、大学・大学院卒が有意にマイナスの効果を持っている。これは、先行研究の相澤・山田（2006）とは異なっている。これについては、企業規模ダミーを導入する推計式 3 の結果解釈において議論する。年ダミーでは、2008 年と 2009 年が 5 % 有意でマイナスに効いている。

推計式 2 は本人年齢とその二乗項を外し、その代わりに 5 歳年齢階級別本人年齢ダミーを入れたものである。ここでも母子世帯ダミーが 1 % 有意でマイナスに効いている。導入した 5 歳年齢階級別本人年齢ダミーによると、20 歳代前半で正規常雇に転換しやすく、40 歳代以降に転換しにくくなると言える。平均値周りの限界効果では、30 歳代後半に比べ、20 歳代前半は 6.3 % のプラスとなり、40 歳代前半では 2.5 % のマイナス、40 歳代後半以降は 4 ないし 5 % 程度のマイナスとなっている。

(11) 労働力調査では高卒を選択肢で独立させていないため、中卒と区別できない。

表5 非常雇から翌月正規常雇への移動に関するロジスティック回帰分析（親と20歳未満の子のみからなる世帯の世帯主で、臨時雇・日雇であった者）^{注1)}

定数項	被説明変数	標本数※ () は平 均值	推計 1		推計 2		推計 3	
			正社員（常雇）		正社員（常雇）		正社員（常雇）	
			係数	限界効果 ^{注2)}	係数	限界効果 ^{注2)}	係数	限界効果 ^{注2)}
			-0.444	-0.044	-0.974	-0.118 ***	-0.643	-0.066 **
世帯構成ダミー (両親世帯)	両親世帯	2,181	ref		ref		ref	
	父子世帯	71	-0.338	-0.024	-0.320	-0.023	-0.399	-0.027
	母子世帯	1,521	-1.588	-0.122 ***	-1.589	-0.122 ***	-1.468	-0.108 ***
世帯主未婚ダミー		83	0.030	0.002	0.017	0.001	-0.083	-0.006
本人年齢	本人年齢	(40.0)	-0.005	-0.001				
	同二乗項		0.000	0.000				
本人年齢ダミー (35-39歳)	15-19歳	5			0.308	0.029	0.205	0.018
	20-24歳	86			0.604	0.063 **	0.593	0.059 *
	25-29歳	335			-0.118	-0.009	-0.096	-0.007
	30-34歳	650			-0.062	-0.005	-0.084	-0.006
	35-39歳	829			ref		ref	
	40-44歳	710			-0.325	-0.025 *	-0.379	-0.027 **
	45-49歳	601			-0.603	-0.042 ***	-0.659	-0.043 ***
	50-54歳	349			-0.592	-0.040 **	-0.627	-0.040 ***
	55-59歳	140			-0.961	-0.055 ***	-0.950	-0.052 ***
	60-64歳	66			-0.859	-0.051 *	-0.868	-0.049
末子年齢ダミー (18-19歳)	0-3歳	928	-0.472	-0.035 *	-0.447	-0.034 *	-0.457	-0.033 *
	4-6歳	626	-0.158	-0.013	-0.144	-0.011	-0.210	-0.016
	7-9歳	623	-0.129	-0.010	-0.133	-0.011	-0.166	-0.012
	10-12歳	538	0.102	0.009	0.113	0.010	0.103	0.008
	13-14歳	346	-0.263	-0.020	-0.261	-0.020	-0.318	-0.023
	15-17歳	366	0.280	0.025	0.283	0.026	0.268	0.023
	18-19歳	346	ref		ref		ref	
教育水準ダミー (小中高卒)	小中高卒	2,826	ref		ref		ref	
	短大・高専卒	496	-0.273	-0.021	-0.261	-0.020	-0.111	-0.008
	大学・大学院卒	451	-0.467	-0.033 ***	-0.454	-0.032 ***	-0.151	-0.011
企業規模ダミー (2-4人)	2-4人	452					ref	
	5-9人	455					-0.002	0.000
	10-29人	606					-0.320	-0.023 *
	30-99人	673					-0.398	-0.028 **
	100-499人	575					-0.589	-0.039 ***
	500-999人	193					-0.894	-0.051 ***
	1000人以上	495					-0.906	-0.055 ***
	官公	324					-1.345	-0.069 ***

表5 非常雇から翌月正規常雇への移動に関するロジスティック回帰分析（親と20歳未満の子のみからなる世帯の世帯主で、臨時雇・日雇であった者）（つづき）

	被説明変数	標本数※ () は平 均值	推計 1		推計 2		推計 3	
			正社員（常雇）		正社員（常雇）		正社員（常雇）	
			係数	限界効果 ^{注2)}	係数	限界効果 ^{注2)}	係数	限界効果 ^{注2)}
年ダミー (2002年)	2002年	443						ref
	2003年	517	0.075	0.006	0.073	0.006	0.107	0.009
	2004年	466	-0.111	-0.009	-0.109	-0.009	-0.047	-0.004
	2005年	499	-0.111	-0.009	-0.120	-0.010	-0.057	-0.004
	2006年	468	-0.163	-0.013	-0.188	-0.015	-0.137	-0.010
	2007年	463	-0.309	-0.023	-0.320	-0.024	-0.238	-0.017
	2008年	463	-0.448	-0.032 **	-0.455	-0.033 **	-0.391	-0.027 *
	2009年	454	-0.472	-0.034 **	-0.481	-0.034 **	-0.366	-0.026
	対数尤度			-1220.1		-1217.4		-1196.7
尤度比検定統計量			172.942		178.188		219.677	
自由度			20		27		34	
マクファーデン決定係数			0.066		0.068		0.084	
サンプルサイズ			3,773		3,773		3,773	
うち「正社員（常雇）」			415		415		415	

データ：労働力調査（基礎集計データおよび詳細集計データ）

***：1%有意，**：5%有意，*：10%有意。

注1：労働力調査2001年12月調査，および労働力調査（基本集計）2002年1月から2009年11月までの調査において2年1か月目調査に該当する者のうち，親と未成年子のみからなる世帯の世帯主であり，かつ臨時雇・日雇である者を，労働力調査（詳細集計）2002年1月から2009年12月までの2年2か月目調査データとマッチングし，うち2年2か月目調査において雇用者である者のデータを分析したもの。

2：各変数の平均値で評価した値。

る。ほかの変数については，推計1とほぼ同様の結果となっている。

推計式3は推計式2に企業規模ダミーを加えたものである。ここでも，母子世帯ダミーは1%有意でマイナスの効果を持っている。全体での正規常雇化率は10.6%であるのに対し，母子世帯ダミーの限界効果はマイナス10.8%である。したがって，相対的に大きなマイナス効果があると言える⁽¹²⁾。

企業規模ダミーは2-4人を基準とすると，5-9人を除いて，有意にマイナスに効いている。その限界効果をみると，企業規模が大きいほど絶対値の意味で大きくマイナスに効いている。企業規模が大きいほど，正規常雇になりにくいと言える。

推計式3で企業規模ダミーを入れたことによって，大学・大学院卒ダミーが有意でなくなり，さらに2008年ダミーの有意性が低くなり，2009年ダミーは有意でなくなっている。推計式1と2でこれらの変数が有意に効いていたのは，企業規模をコントロールしていなかったためであった。推

(12) 実際には母子世帯の世帯主1,521サンプルのうち68サンプル，約4%が翌月に正規常雇になっていた。

計式1と2で大学・大学院卒ダミーがマイナスに有意に効いていたのは、大学・大学院卒に大規模企業で働く者が相対的に多いことと、また2008年や2009年がマイナスで有意に効いていたのは、企業規模の小さい会社で就業する者の割合が、2008年・2009年に減少したことと関係がある可能性がある。

ここまでの推計結果をまとめると、第一に母子世帯の世帯主は正規常雇化しにくいこと、第二に世帯主の年齢では、20歳代前半が正規常雇化しやすく、40歳を超えると正規常雇化しにくくなること、第三に企業規模が大きいほど正規常雇化しにくくなることが挙げられる。末子年齢は0-3歳が10%水準でマイナスに有意であったほかは有意な関係になかった。教育水準や年ダミーも、企業規模をコントロールすると有意な関係にない。

6. 結びにかえて

この稿を終えるにあたり、母子世帯の貧困について、ここまでの知見をまとめておこう。第一に、母子世帯の世帯主は、両親世帯の世帯主に比べて非常雇の割合が高い。第二に、非常雇の母子世帯の世帯主は、非常雇の両親世帯の世帯主と比べても、就業時間が短く、稼働収入も低い。その86%が年間稼働収入200万円未満である。第三に、母子世帯の世帯主は、両親世帯の世帯主に比べて、正規常雇になることが有意に困難である。加えて、正規常雇であっても、母子世帯の世帯主の約3割が週就業時間34時間以下であり、約4分の1は年間稼働収入200万円未満に留まっている。第四に、非常雇の有子世帯主は、20歳代前半であれば正規常雇化しやすいが、40歳を超えると正規常雇化しにくくなる。

以上の本稿の知見から次のことが言えよう。まず、母子世帯の世帯主が非常雇から正規常雇になることは、貧困改善に資するが、その効果は限定的である。さらに正規常雇になること自体、決して容易ではない。

また、子どもが大きくなり、学費等の経費がかかる40歳代において、とくに正規常雇化が困難になるのであれば、家計が立ち往生するリスクは高まる。だが、若年者等正規雇用化特別奨励金は、40歳以上の雇用には給付されない。また試行雇用奨励金は、40歳未満の者を雇用した場合には受給できるが、45歳以上の中高年齢者については、原則として雇用保険受給資格者等に限られる⁽¹³⁾。本研究は、これら施策の年齢制限のあり方にも、ささやかな一石を投ずるものと考えられる。

本稿の限界としては、正規常雇の雇用の質の違いについて、踏み込んだ検討を行わなかったことを挙げねばならない。それは、本稿では次の2点に現れている。第一に、第4節において、年間稼働収入と週間就業時間について、正規常雇と非常雇の格差を検討した。だが、母子世帯の正規常雇

(13) 原則として雇用保険受給資格者または被保険者資格の喪失日の前日から起算して、1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者。

は、両親世帯や父子世帯の正規常雇に比べて、就業時間は短く、稼働収入は低かった。この差が生じているのはどのような背景によるのか、本稿では十分な検討を行わなかった。第二に、第5節においてロジスティック回帰分析を行ったが、企業規模が小さいほど正規常雇になりやすく、企業規模が大きいほど正規常雇になりにくいという結果を得た。ここだけから見ると、規模の小さな企業への就職を政策的に促進することが、正規常雇化のために益となるとの結論を導き出すことが可能である。だが本来は、正規常雇の待遇が、大企業と中小企業では異なっていることも踏まえて考えねばならない。これらの点について取り組むことが、今後の課題として残されている。

(総務省統計局)

謝辞 筆者の総務省統計局における任期間際に提案した、このような独自研究をご許可くださった総務省統計局に、感謝します。なお、本研究における意見等は私の個人見解であり、所属機関のものではありません。

参 考 文 献

- OECD (2006) *Economic Survey of Japan 2006*.
OECD (2008a) *Economic Survey of Japan 2008*.
OECD (2008b) *Growing Unequal ?*
OECD (2008c) *Employment Outlook 2008*.
OECD (2009) *Employment Outlook 2009*.
相澤直貴・山田篤裕 (2006) 「常用・非常用雇用間の移動分析——『就業構造基本調査』に基づく5時点間比較分析」, 総務省統計研修所, リサーチペーパー第6号。
阿部彩 (2005) 「子どもの貧困——国際比較の視点から」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』, pp.119-142。
石井加代子 (2010) 「2000年代後半の貧困動態の確認とその要因に関する分析」*Joint Research Center for Panel Studies Discussion Paper DP2009-006*.
上西充子 (2002) 「フリーターという働き方」小杉礼子編『自由の代償 フリーター』, 日本労働研究機構, pp.55-74。
太田聰一・照山博司 (2003) 「労働力フローデータによる就業および失業の分析」, 内閣府経済社会総合研究所『経済分析』168号。
川口章 (2008) 『ジェンダー経済格差』勁草書房。
神林龍 (2010) 「常用・非正規労働者の諸相」*Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series 120*.
玄田有史 (2008) 「前職が非正社員だった離職者の正社員への移行について」『日本労働研究雑誌』580, pp.61-77。
玄田有史 (2009) 「正社員になった非正社員——内部化と転職の先に」『日本労働研究雑誌』586, pp.34-47。
厚生労働省 (2002) 『母子家庭等自立支援対策大綱』(平成14年3月7日付)
厚生労働省 (2006) 『労働経済白書』
厚生労働省 (2009) 『子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について』11月13日報道発表資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002icn.html>
小杉礼子 (2009) 「職業キャリアの展開と労働条件の特徴」労働政策研究・研修機構『若年者の就業状況・

- キャリア・職業能力開発の現状——平成 19 年版「就業構造基本調査」特別集計より——』資料シリーズ 61。
- 小杉礼子（2010）「非正規雇用から正社員への移行の規定要因の検討」労働政策研究・研修機構『非正規社員のキャリア形成——能力開発と正社員転換の実態』労働政策研究報告書 117, 第 2 章。
- 桜健一（2006）「フローデータによるわが国労働市場の分析」, 日本銀行ワーキングペーパーシリーズ No.06-J-20。
- 佐藤博樹（2004）「若年者の新しいキャリアとしての「未成年者歓迎」求人と「正社員登用」機会」『日本労働研究雑誌』 534。
- 佐藤博樹・小泉静子（2007）『不安定雇用という虚像』勁草書房。
- 総務省統計局（2010）「非正規雇用と雇用契約期間の状況——常雇の非正規が 6 年間で約 300 万人増——」労働力調査ミニトピックス No.2。
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/tsushin/pdf/no02.pdf>
- 高田しのぶ（2008）「母子家庭の母の正規就業を阻む要因」労働政策研究・研修機構『母子家庭の母への就業支援に関する研究』第 6 章 労働政策研究報告書 101, pp.247-259。
- 田宮遊子（2010）「母子世帯の最低所得保障」駒村康平編『最低所得保障』岩波書店。
- 鶴光太郎・樋口美雄・水町勇一郎編著（2009）『労働市場制度改革』日本評論社。
- 内閣府（2009）『平成 21 年度年次経済報告』。
- 永瀬伸子（2003）「母子世帯の母のキャリア形成, その可能性:『就業構造基本調査平成 9 年』を中心に」労働政策研究・研修機構『母子世帯の母への就業支援に関する研究』労働研究機構調査研究報告書 156, pp.212-289。
- 日本労働研究機構（2003）「就業構造基本調査の再集計の概要」『母子世帯の母への就業支援に関する研究』調査研究報告書 156, 第 2 部第 1 章。
- 野田顕彦・山本勲（2009）「不本意就業を考慮した労働供給行動の推定——労働供給の質は向上するか？」*KEIO/KYOTO GLOBAL COE DISCUSSION PAPER SERIES DP2008-025*。
- 藤原千沙（2007）「母子世帯の階層分化——制度利用者の特徴からみた政策対象の明確化」『季刊家計経済研究』 73。
- 堀有喜衣（2009）「札幌・釧路地域におけるフリーターへの経路と離脱」労働政策研究・研修機構『地方の若者の就業行動と移行過程』労働政策研究報告書 108。
- 水野朝夫（1982）「フローから見た日本の失業行動」『季刊現代経済』 1982 年冬号。
- 水町勇一郎・連合総研（2009）『労働法改革』日本経済新聞出版社。
- 山本勲（2010）「正規・非正規雇用間格差の発生と健康状態への影響」樋口美雄, 宮内環, C. R. McKenzie, 慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編『貧困のダイナミズム——日本の税社会保障・雇用政策と家計行動』慶應義塾大学出版会。
- 労働政策研究・研修機構（2010）『非正規社員のキャリア形成——能力開発と正社員転換の実態』労働政策研究報告書 117。